

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする乗用自動車等の輸

出について承認を要することとする。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行すること。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)